

# 平成28年第3回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成28年3月25日（金）15時40分

2. 場 所：庄内庁舎 3階 大会議室

## 3. 出席委員 35名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長 23番 小野 七郎

25番 栗林 睦和

委 員

1番大澤 英之	11番廣瀬 啓治	21番衛藤 由澄	31番大塚 弘士
2番加藤 正信	12番田中真理子		32番山月 憲昭
3番佐藤有太郎	13番佐藤 幸市	23番小野 七郎	33番甲斐 善馬
4番利光 末子	14番田中 俊行	24番佐藤 靖司	34番小山 豊康
5番坂本 成一	15番首藤 勝磨	25番栗林 睦和	35番後藤 義昭
6番安部 義浩	16番梅木 敏弘	26番二宮 正男	36番穴井 幸男
7番佐藤 義男	17番縣 次男	27番溝口 正剛	
8番吉廣 順一	18番加藤 康男	28番庄野 誉	
9番後藤 慶子	19番佐藤 邦政	29番佐藤 圭介	
10番佐藤 勝規	20番那須 紀子	30番佐藤千代信	

## 4. 欠席委員

22番佐藤 高信

## 5. 議事日程

(1) 出席確認（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告

②農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議

③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

④農地法第4条の規定による許可申請の審議

⑤農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についての審議

⑥非農地証明の発行についての審議

⑦農地法第3条の規定による所有権移転許可の報告

(4) その他

・農業委員及び農地利利用最適化推進委員の募集に係る候補者について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、次長 日野正美、主幹 大嶋陽一

## 7. 会議の概要

出席者報告 出席委員36名中、34名（数分後、佐藤幸市委員が到着 35名）の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議 長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名人は、議席番号「21番衛藤由澄」委員さんと「23番小野七郎」委員さんの2名にお願いします。よろしくお願いします。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第7までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議はありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっていますのでよろしくお願いします。

○日程1「農地法第18条の規定による合意解約通知について」

（議案1号～3号 3件）

議 長

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について事務局説明をお願いします。

事 務 局

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について議案朗読説明

議 長

議案1号から3号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

○日程2「農用地利用集積計画の決定について」

（議案4号～36号 33件）

議 長

日程2、農用地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事 務 局

日程2、農用地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案4号から36号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案4号から17号は利用権、継続設定の案件です。

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議案18号について、議席番号18番加藤 康男委員より説明をお願いします。

18番加藤 康男委員

貸付人の安部さんは、高齢のため耕作できないので、家が隣近所にある池永さんに話をしたところ、池永さんがつくるようになりました。池永さんは農機具等揃っておりますので、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案19号、20号について、借受人が同一ですので、続けて説明をお願いします。

議席番号35番後藤 義昭委員より説明をお願いします。

35番後藤 義昭委員

議案19号の貸付人の安部さんは、80歳を越えていますが、力がないので麻生さんに貸すようにしたようです。安部さんは私の親父の知り合いでして、少し昔話もしましたが、借り手の麻生さんはしっかりしているので、管理も十分してくれると考えます。

議案20号の二宮さんは19号の安部さんとこの隣に住んでいます。二宮さんは自分で農業ができそうなんですが、(安部さんと)一緒に麻生さんに頼んだようです。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案21号について、議席番号15番首藤 勝磨委員より説明をお願いします。

15番首藤 勝磨委員

借受人の甲斐さんは、長年この田んぼを耕作しておりまして、今回から正式に契約をするということで、申請することになりました。問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案22号について、議席番号19番佐藤 邦政委員が借受人になっていますので、会議規則12条の規定により、退席をお願いします。

議席番号33番甲斐 善馬委員より説明をお願いします。

33番甲斐 善馬委員

貸付人の佐藤さんですが、お父さんがずっと管理をしていたんですが、亡くなりました。彼は大分市に住んでおり、農業ができる状況にありませんので、佐藤さんともう一人の方が、半分づつ引き受けようということになったようです。ご存じのように佐藤さんは農業委員でもあり、一町以上耕作していますので、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

佐藤委員さん、お入り下さい。

全会一致で承認されましたので、報告いたします。

議案23号について、議席番号19番佐藤 邦政委員より説明をお願いします。

19番佐藤 邦政委員

先ほども説明があったと思いますが、国康君は身体に障害をもっており、機械の運転なんかはできるんですが、歩いたりすることに不自由があります。昨年、お父さんが亡くなりまして、作ってくれる人を探していたんですが、森岡さんが近くの田んぼをつくっているということで、話がまとまったようです。森岡さんも機械等持っており、一生懸命農業に取り組んでおられますので、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案24号について、議席番号8番吉廣 順一より説明をお願いします。

8番吉廣 順一委員

伊万里木材さんが苗木を植えるところを探しているということで、申出がありました。問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案25号、26号について、貸付人が同一ですので、続けて説明をお願いします。説明を議席番号8番吉廣 順一委員より説明をお願いします。

8番吉廣 順一委員

先ほど合意解約にありましたように、山中さんの田んぼを、安部さんに作ってもらいたいということで、話ができたとです。安部さんは農機具一式揃っていますので、問題はないと思います。

26号も同じようなこととあります。問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

6番安部 義浩委員

借受人の甲斐さんの経営面積はないんでしょうか。

事 務 局

甲斐さん本人の経営する農地はないんですが、家族的にどうかということは、後で確認しないとわかりません。ただ、貸し借りなので面積要件はそれほど影響はないと思います。

議 長

他にありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案27号から34号について、借受人が同一ですので、続けて説明をお願いします。議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

今回あがっている案件は、既に一法師 優君が耕作しております。今回、正式に手続

きをするということであります。農機具等も揃っておりますので、何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案35号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

貸付人と借受人の関係は、親子であります。高齢のため後継者にとということのようです。問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案36号について、私が担当ですので、説明をいたします。

(17番縣 次男委員)

直さんと敬幸さんは親子でありまして、農業者年金の関係で契約を結びました。何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

33番甲斐 善馬委員

ちょっと教えて下さい。議案15号ですが、始期と終期が同じなんですが、間違いではないのでしょうか。

事 務 局

本人さんの記入した通りに記載しております。正式には5年と1日ということですが、表記は5年間としております。

○日程3「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案37号～41号 5件)

議 長

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について朗読説明。

議案37号から41号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案37号について、議席番号15番首藤 勝磨委員より説明をお願いします。

15番首藤 勝磨委員

渡人の誠さんと、受人の玲詩さんは親戚関係にありまして、今も玲詩さんが耕作しております。今回、買い取って管理するということで話がまとまったようです。特に問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案38号について、議席番号19番佐藤 邦政委員より説明をお願いします。

19番佐藤 邦政委員

渡人の佐藤さんは、以前より人につくってもらっていたんですが、その人がもう作れなくなったということで、誰かいないかと探していたところ、隣の田んぼを生野さんが作っておりまして、話ができたようです。生野さんは農機具等も揃っており、お孫さんが帰ってきて加勢をしているようです。何ら問題はないと思います。

5番坂本 成一委員

ちょっと教えて下さい。経営面積が4410㎡ですが、良いんでしょうか。

議 長

購入する農地とあわせて50アールを越えますので、問題はありません。

他に質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案39号について、議席番号24番佐藤 靖司委員より説明をお願いします。

#### 24番佐藤 靖司委員

渡人の土師さんは、高齢であり後継者もおりません。受人の葛城さんは、梨の研修生から始めまして、自己の梨園も所有しております。何ら問題はないと思います。

#### 議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案40号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

#### 1番大澤 英之委員

阿部 章さんが使っていた農機具も一緒に譲渡するようです。何ら問題はないと思います。

#### 事 務 局

経営面積が抜けておりますが、14,990.61㎡で、田が2,045㎡、畑が12,945.61㎡でありまして、大分市の農業委員会の耕作証明を添付して申請しております。現時点で大分市で農業生産法人として認定されており、農地を取得できる資格を有しております。

#### 20番那須 紀子委員

この太陽のアトリエという会社は、どういう作物をつくっているんですか。教えて下さい。

#### 事 務 局

大分市では、水稻と果樹をつくっております。庄内の農地では水稻をつくります。トマトは今回の農地ではなくて、これからの計画でつくっていくということを聞いております。

#### 議 長

他に質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案41号について、議席番号31番大塚 弘士委員より説明をお願いします。

#### 24番佐藤 靖司委員

受人の工藤さんは、経営面積も大きく、何ら問題はないと思います。

#### 議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程4「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案42号～45号 4件)

議 長

日程4、農地法第4条の規定による許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程4、農地法第4条の規定による許可申請の審議について議案朗読説明

議案42号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案43号から45号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案42号について、議席番号35番後藤 義昭委員より説明をお願いします。

35番後藤 義昭委員

安部さんが以前、住宅を建てました。その奥にまだ空き地がありますが、そこに住宅を建てたいということのようです。私は下市に住宅が増えるより、農地が増えた方がいいと思いますが、申請者がどうしても建設したいということですので、やむを得ないと思います。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案43号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

資材置場と農機具等車両置場ということですが、順番がちょっと違いまして、本人も始末書を付けて十分反省しておりますので、やむを得ないと思います。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案44号について、議席番号11番廣瀬 啓治委員より説明をお願いします。

11番廣瀬 啓治委員

字図は7, 8ページになりますが、7ページの河村さん宅の横ですが、少し土地があったんですが、舗装して駐車場にしてしまったと、8ページですが、十数年前まではおかあさんが耕作していたんですが、その後、駐車場にしてしまったということのようです。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案45号について、私が担当ですので説明をいたします。

(17番縣 次男委員)

市門さんですが、鳥獣被害の関係と農道もないということで、二十数年前に植林をしたということのようです。私も現地を見に行きましたが、木もかなり大きくなっていました。やむを得ないかなと思います。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程5「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案46号 1件)

議 長

日程6、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程5、農地法第5条の規定による貸借権設定に許可申請について議案朗読説明  
議案46号の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案46号について、5番坂本 成一委員が、借人である法人の代表者となっておりますので、会議規則12条の規定により、退席をお願いします。

議席番号20番那須 紀子委員より説明をお願いします。

20番那須 紀子委員

昨年、農振を外したときも現地に行きましたが、この農業法人は、後継者もおり活気がある法人だと思います。施設を整備して活発な活動を期待しております。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

坂本委員さん、お入り下さい。

賛成多数で許可相当となりましたので報告いたします。

## ○日程6「非農地証明の発行について」

(議案47号～49号 3件)

議 長

日程6、非農地証明の発行について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程6、非農地証明の発行について議案朗読説明

議案47号から49号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案47号について、議席番号24番佐藤 靖司委員より説明をお願いします。

24番佐藤 靖司委員

字図は18ページからです。二十数年前から耕作されておらず、本人もこちらへ帰ってくる予定もないそうです。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案48号について、議席番号3番佐藤 有太郎委員より説明をお願いします。

3番佐藤 有太郎委員

この案件は、過去に許可済みの農地でありまして、23ページのように、旅館が建っております。地目を変更していなかったということでの申請のようです。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案49号について、私が担当ですので説明をいたします。

(17番 次男委員)

字図の26, 27ページに写真がでておりますが、溝口さんは子供さんがおりません。近所の農地は近くの人がつくってあげているようですが、便利の悪い、車も行かないようなところはほったらかしにしているようです。写真のように荒れておりますので、やむを得ないかなと思います。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

#### ○日程7「農地法第3条の規定による所有権移転許可の報告について」

(議案50号～51号 2件)

議 長

日程7、農地法第3条の規定による所有権移転許可の報告について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程7、農地法第3条の規定による所有権移転許可の報告について議案朗読説明

議 長

議案50号、51号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しました。ご協力ありがとうございました。